

# 重要事項説明書

(訪問看護)

利用者： \_\_\_\_\_ 様

事業者：訪問看護ステーション ピリカ \_\_\_\_\_

## 第1条 当事業所の概要

### 1. 事業所の概要

事業所名	訪問看護ステーション ピリカ
所在地	札幌市中央区南19条西12丁目2番22号
連絡先	011-585-5113
管理者名	市川 篤
サービス種類	訪問看護
介護保険指定番号	0160190591号
サービス提供地域	札幌市中央区山鼻地区・伏見地区

※サービス提供地域について、提供地域以外の方はご相談ください。

### 2. 営業時間

営業日	365日
サービス提供時間	午前8:30 ~ 午後5:30
定休日	なし

### 3. 職員体制

	資格	常勤	非常勤	計
管理者	看護師	1名	0名	1名
看護師	看護師	1名以上	1名以上	3名以上
理学療法士	理学療法士	1名	0名	1名
合計				5名以上

## 第2条 当事業所の連絡窓口（相談・苦情・キャンセル連絡など）

TEL : 011-585-5113

担当部署 : 訪問看護ステーション ピリカ

担当者 : 市川 篤

受付時間 : 午前8:30~午後5:30

※ご不明な点はお尋ねください。ご相談については各市区町村でも受付けております。

### 第3条 事業の目的

株式会社ロータスが開設する訪問看護ステーション ピリカ（以下「事業所」という）が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護職員その他の従業者（以下「看護職員等」という）が、居宅において利用者様が有する能力に応じた、可能な限り自立した生活を確保することができるように、適正な指定訪問看護を提供することを目的とします。

### 第4条 事業の運営方針

1. 指定訪問看護の提供に当たって、事業所の看護職員等は、利用者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援します。
2. 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

### 第5条 サービスの内容

提供サービス	サービスの内容
看護介護行為 (利用者に対して)	・バイタルチェック（血圧・体温・脈拍・簡易酸素飽和測定） ・身体の保清（清拭・洗髪・入浴・口腔ケア・足浴手浴など） ・療養指導（生活上の注意事項・食事指導・排泄に関する対策や指導など）
医療的処置行為	・創傷および褥瘡処置 ・人工肛門・人工膀胱管理ケア ・尿道留置カテーテル・自己導尿ケア ・在宅酸素療法管理ケア ・排泄管理ケア（浣腸・排便）
リハビリ援助行為	・拘縮予防・歩行訓練 ・認知症予防指導（趣味の活用など）
介護者に対して	・介護の方法指導・介護福祉など社会資源の紹介 ・褥瘡予防・リハビリの方法・食事指導 （介助の工夫・方法など） ・室内環境整備の工夫・安全対策の工夫・感染症に対する対応方法など ・介護者の健康相談・助言

## 第6条 利用料金

### 【医療保険】

#### 1. 利用料

訪問看護を提供した場合の利用料の額は、医療保険の法定利用料に基づく金額で下記のとおりです。

#### ① 訪問看護基本療養費

区分		料金	基本利用料		
			1割負担	2割負担	3割負担
基本療養費（Ⅰ） （1日1回につき）	週3日まで	5,550円	555円	1,110円	1,665円
	週4日以降	6,550円	655円	1,310円	1,965円
	理学療法士 他	5,550円	555円	1,110円	1,665円
訪問看護療養費（Ⅱ） （同一建物居住者）	週3日まで	5,550円	555円	1,110円	1,665円
	週4日以降	6,550円	655円	1,310円	1,965円
	理学療法士 他	5,550円	555円	1,110円	1,665円
訪問看護療養費（Ⅲ）	基本入院中 1回の外泊時	8,500円	850円	1,700円	2,550円

※理学療法士 他（作業療法士又は言語聴覚士による場合）

#### ② 訪問看護管理療養費

区分		料金	基本利用料		
			1割負担	2割負担	3割負担
訪問看護管理療養費	月の初日	7,440円	744円	1,488円	2,232円
	月の2日目以降 （1日につき）	3,000円	300円	600円	900円

#### ③ 各種加算

項目		料金	基本利用料		
			1割負担	2割負担	3割負担
24時間対応体制加算	月1回	6,400円	640円	1,280円	1,920円
特別管理加算 （状態に応じて）	※1	2,500円	250円	500円	750円
	※2	5,000円	500円	1,000円	1,500円
緊急時訪問看護加算	月1回	2,650円	265円	530円	795円
難病等複数回 訪問加算 1日に2回の場合	同一建物内1人	4,500円	450円	900円	1,350円
	2人	4,500円	450円	900円	1,350円
	3人以上	4,000円	400円	800円	1,200円

難病等複数回 訪問加算 1日に3回以上		同一建物内1人 2人 3人以上	8,000円 8,000円 7,200円	800円 800円 720円	1,600円 1,600円 1,440円	2,400円 2,400円 2,160円	
複数名 訪問加算	看護師等	同一建物内1人 2人 3人以上	4,500円 4,500円 4,000円	450円 450円 400円	900円 900円 800円	1,350円 1,350円 1,200円	
		看護補助者 1日1回	同一建物内1人 2人 3人以上	3,000円 3,000円 2,700円	300円 300円 270円	600円 600円 540円	900円 900円 810円
			看護補助者 1日2回	同一建物内1人 2人 3人以上	6,000円 6,000円 5,400円	600円 600円 540円	1,200円 1,200円 1,080円
	看護補助者 1日3回	同一建物内1人 2人 3人以上		10,000円 10,000円 9,000円	1,000円 1,000円 900円	2,000円 2,000円 1,800円	3,000円 3,000円 2,700円
		長時間訪問看護加算		90分以上	5,200円	520円	1,040円
	退院時共同指導加算	月1回	8,000円	800円	1,600円	2,400円	
特別管理指導加算	退院時	2,000円	200円	400円	600円		
退院支援指導加算	退院日	6,000円	600円	1,200円	1,800円		
在宅患者連携指導加算	月1回	3,000円	300円	600円	900円		
在宅患者緊急時等 カンファレンス加算	月2回まで	2,000円	200円	400円	600円		
訪問看護情報提供 療養費	月1回	1,500円	150円	300円	450円		
夜間早朝看護加算	18:00~22:00	2,100円	210円	420円	630円		
	6:00~8:00	2,100円	210円	420円	630円		
深夜訪問看護加算	22:00~6:00	4,200円	420円	840円	1,260円		
訪問看護ターミナル 療養費Ⅰ	死亡月1回	25,000円	2,500円	5,000円	7,500円		
訪問看護ターミナル 療養費Ⅱ	死亡月1回	10,000円	1,000円	2,000円	3,000円		

※1 在宅酸素・人工肛門・重度の褥瘡等の状態にある方

※2 気管カニューレ・留置カテーテル等を使用している状態にある方

上記の対象者に対して1時間30分を超える訪問看護を行った場合に加算されます。

② その他のサービス加算

項目	基本料金
死後の処置料	10,000円

【介護保険】

1. 利用料

訪問看護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各ご利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとします。

① 訪問看護利用料

【要介護】

サービス所要時間	単位	介護報酬額	利用者自己負担額 (1割)	利用者自己負担額 (2割)	利用者自己負担額 (3割)	
20分未満	314単位	3,205円	321円	641円	962円	
30分未満	471単位	4,808円	481円	962円	1,443円	
30分以上1時間未満	823単位	8,402円	841円	1,681円	2,521円	
1時間以上1時間30分未満	1,128単位	11,516円	1,152円	2,304円	3,455円	
定期巡回	要介護1~4	2,961単位	30,231円	3,024円	6,047円	9,070円
随時対応	要介護5	3,745単位	38,236円	3,824円	7,648円	11,471円
理学療法士	294単位	3,001円	301円	601円	901円	

【要支援】

サービス所要時間	単位	介護報酬額	利用者自己負担額 (1割)	利用者自己負担額 (2割)	利用者自己負担額 (3割)
20分未満	303単位	3,093円	310円	619円	928円
30分未満	451単位	4,604円	461円	921円	1,382円
30分以上1時間未満	794単位	8,106円	811円	1,622円	2,432円
1時間以上1時間30分未満	1,090単位	11,128円	1,113円	2,226円	3,339円
理学療法士	284単位	2,899円	290円	580円	870円

※介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用については、全額自己負担となります。

※夜間（18:00～22:00）、早朝（6:00～8:00）は25%増しとなります。

※深夜（22:00～6:00）は50%増しとなります。

※理学療法士は1回20分での料金となります。

② 各種加算

項目		単位	介護報酬額	利用者自己負担額 (1割)	利用者自己負担額 (2割)	利用者自己負担額 (3割)
初回加算	(Ⅰ)	350 単位	3,573 円	358 円	715 円	1,072 円
	(Ⅱ)	300 単位	3,063 円	307 円	613 円	919 円
特別管理 加算	(Ⅰ)	500 単位	5,105 円	511 円	1,021 円	1,532 円
	(Ⅱ)	250 単位	2,552 円	256 円	511 円	766 円
緊急時訪問 看護加算	(Ⅰ)	600 単位	6,126 円	613 円	1,226 円	1,838 円
	(Ⅱ)	574 単位	5,860 円	586 円	1,172 円	1,758 円
複数名 訪問加算	30分未満	254 単位	2,593 円	260 円	519 円	778 円
	30分以上	402 単位	4,104 円	411 円	821 円	1,232 円
長時間訪問看護加算		300 単位	3,063 円	307 円	613 円	919 円
退院時共同指導加算		600 単位	6,126 円	613 円	1226 円	1,838 円
ターミナルケア加算		2,500 単位	25,525 円	2,553 円	5,105 円	7,658 円
同一建物減算		総額 -10%	総額 -10%	総額 -10%	総額 -10%	総額 -10%

※長時間訪問看護加算は、指定訪問看護に関して、特別な管理が必要な利用者に対し、所要時間が1時間以上1時間30分未満の指定訪問看護を行った後、引き続き指定訪問看護を行った場合であり、当該指定訪問看護の所要時間を通算したときに1時間30分以上になる場合、1回につき300単位を所定単位数に加算します。

※事業所と同一建物の利用者、またはこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合に減算になります。

2. 医療保険・介護保険給付対象外サービス

医療保険給付対象外のサービス利用料金は、全額ご利用者の負担になります。

複写物	1枚につき	20円
利用時間延長料金	営業時間内	4,000円
	営業終了～22時 6時～営業開始	5,000円
	22時～翌6時	6,000円

3. 交通費

通常の事業の実施地域を越える場合は、下記の交通費をいただきます。

交通費	1kmにつき	20円
-----	--------	-----

#### 4. キャンセル料金

①ご利用日の前営業日の5時までにご連絡いただいた場合	無料
②ご利用日の前営業日の5時までにご連絡がなかった場合	2,000円

ご利用者のご都合でサービスを中止する場合は、上記のキャンセル料金を頂きます。  
キャンセルをされる場合は、至急事業所までご連絡ください。

#### 5. 利用料金などのお支払方法

毎月月末締めとし、当該月分のご利用料金を翌月15日までに請求しますので、28日までにあらかじめ指定された方法でお支払いください。

### 第7条 サービスの利用方法

#### 1. サービスの利用開始

訪問看護計画作成と同時に契約を結んだ後、サービス提供を開始いたします。なお、居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。まずはお電話などでお申し込みください。当社職員がお伺いしてご説明いたします。

#### 2. サービスの終了

##### ① ご利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに、文書でお申し出ください。

##### ② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情により、当事業所からのサービス提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了日の1ヶ月までに、文書で通知いたします。

##### ③ 自動終了（以下に該当する場合は、通知が無い場合でも自動的にサービスが終了します）

(ア) ご利用者が介護保険施設に入所または病院に入院した場合

(イ) 利用者が転出した場合

(ウ) 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当〔自立〕と認定された場合

(エ) ご利用者が亡くなられた場合

#### 3. 契約解除

① 当事業所が、正当な理由なくサービスを提供しない場合・守秘義務に反した場合・ご利用者やご家族などに対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合や、当事業所が破産した場合は、文書で通知することで、ご利用者は即座に契約を解約することができます。

② ご利用者が、サービス利用料金の支払いを1ヶ月以上遅延し、料金を支払うように

催告したにもかかわらず7日以内に支払われない場合や、当事業所や当事業所のサービス従事者に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することで、当事業所におけるサービス提供を即座に終了させていただく場合があります。

#### 4. その他

- ① ご利用者が、病気・怪我などで健康上に問題がある場合や、サービス当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合は、サービスの変更または中止する場合があります。
- ② 訪問看護のサービスご利用中に体調が悪くなった場合は、サービスを中止する場合があります。その場合は、ご家族または緊急連絡先に連絡するとともに、必要な措置を適切に行います。
- ③ ご利用者に、他のご利用者の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合は、速やかに事業所に申告してください。治癒するまで、サービスのご利用はお断りする場合があります。

### 第8条 秘密保持

1. 事業者及び事業者の使用する者は、サービスを提供する上で知り得たご利用者及びそのご家族に関する事項を、正当な理由無く第三者に漏洩しません。この守秘義務は契約終了後も同様とします。
2. 事業者は、ご利用者に医療上の緊急の必要性がある場合には、医療機関等にご利用者に関する心身の情報を提供できるものとします。
3. 前二項に係らず、ご利用者に適切なサービスを提供するため、居宅サービス事業者等との連携を図る必要がある場合にはご利用者及びそのご家族から事前に同意を文書で得たうえで、その個人情報を用いることができるものとします。

### 第9条 サービス内容に関する苦情

1. 当事業所の相談・苦情窓口  
当事業所の訪問看護サービスに関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

苦情受付窓口	電話番号	011-585-5113
	FAX 番号	011-585-5120
	受付担当者	市川 篤
	対応時間（平日）	午前8：30～午後5：30

## 2. その他の窓口

当事業所以外に区市町村の窓口等に苦情を伝えることができます。

札幌市保健福祉局 高齢保健福祉部 介護保険課	所在地 電話番号 対応時間	札幌市中央区北1条西2丁目 011-211-2972 午前8:45～午後5:15
北海道国民健康保険 団体連合会	所在地 電話番号 対応時間	札幌市中央区南2条西14丁目 011-231-5175 午前9:00～午後5:00

### 第10条 緊急時の対応方法

- 当事業所におけるサービスの提供中に、ご利用者に容体の変化などがあった場合は、事前の打ち合わせによる、主治医・救急隊・親族・居宅介護支援事業者など、関係各位へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

主治医	病院名	
	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	(続柄: )
	連絡先	(携帯: )
緊急連絡先	氏名	(続柄: )
	連絡先	(携帯: )
主治医・ご家族などへの 連絡基準	受診や救急搬送を必要とするような体調不良時 本人の判断能力が低下している状況	

- 事業者の提供する訪問看護サービスにおいて事故が発生し、事業者の責にその原因を認められる損害賠償については、速やかに対応します。

年 月 日

当事業者は、ご利用者に対する訪問看護サービスの提供開始に当たり、ご利用者に対して本書面に基づいて上記重要事項を説明しました。

訪問看護事業所

主たる事務所所在地 札幌市

名称 訪問看護ステーション ピリカ

所在地 札幌市中央区南19条西12丁目2-22

説明者 氏名 市川 篤 印

私は、重要事項の説明内容に同意し、本契約書への記名、捺印を持って本契約を締結致します。

\_\_\_\_\_  
年 月 日

【ご利用者】

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

【ご家族】

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印